

事 務 連 絡
平成26年8月25日

各保険医療機関
開設者 様

北海道厚生局医療課長

画像診断管理加算、歯科画像診断管理加算の
施設基準の運用について（注意喚起）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記施設基準については、平成26年度診療報酬改定に伴い、「当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと」が明確化されたところです。

そのため、読影又は診断について、一部でも当該保険医療機関以外の施設（外部機関）に委託している場合は、施設基準を満たさないため当該施設基準の届出を辞退する必要があります。

なお、「画像診断を専ら担当する常勤の医師」が不在の緊急時等に備え、外部機関と契約を交わしている場合は、外部機関と契約を交わしていること自体が委託に当たるため、当該施設基準を満たさないこととなります。

貴医療機関における状況等を今一度ご確認のうえ、当該施設基準に適合しない保険医療機関におかれましては、速やかに「施設基準に係る辞退届」を提出するようお願いいたします。

【照会先】

北海道厚生局 医療課
TEL:011-796-5105
FAX:011-796-5133